

労務 ROAD

■業務改善助成金が使いやすくなります！

中小企業の生産性向上を支援するために、「業務改善助成金」がありますが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、令和3年8月より、要件の緩和や拡充が行われ、使い勝手の向上が図られることとなりました。

「業務改善助成金」とは・・・
事業場内最低賃金の一定額以上の引上げの他、生産性向上のための設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部が助成される助成金です。

◆特例的な要件緩和・拡充の内容

1.特に業況の厳しい事業主※への特例（※前年又は前々年比較で売上等▲30%減）

①対象人数の拡大・助成上限額引上げ

（現行）賃金引上げ対象人数について、最大7人以上、助成上限額 450万円

↓
（変更後）最大「10人以上」の項目を増設し、助成上限額を「600万円」へ拡大。

②設備投資の範囲の拡充

（現行）自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。

↓
（変更後）コロナ禍の影響があっても賃金引上げ額を30円以上とする場合、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入に限る）

2.全事業主を対象とする特例

①45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間にも**45円コースを増設**。選択肢が増えたことで使い勝手が向上。

②同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給は認められていませんが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最低賃金の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

◆留意事項

申請締切 令和4年1月31日 ※予算の範囲内で交付するため、締切前に募集が終了となる場合がございます。詳細については**弊所までお早目にお問合せください！**

◆導入事例のご紹介

「業務用給水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性向上」

◎企業概要 三重県、建築物清掃業A社（従業員26名）

◎課題と対応 手作業で床洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

実施内容	業務用給水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。
成果	清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。



【厚生労働省より】

VOL.762
(2108-4)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

オリンピック盛り上がり
ましたね。
私は、一番ソフトボール
が感動しました。中でも
日本とアメリカの両監督
が試合後とても長い時間
抱き合ってる姿が印象的
でした。正式種目でなか
った13年間の色んな思い
や気持ちのこもった素晴
らしい決勝戦で本当に感
動しました！（米山）

お知らせ

8月中旬に順次夏季休暇を
いただきます。日程につい
ては各担当より別途ご連絡
させていただきます。
皆様にはご迷惑をおかけ
いたしますが、何卒よろし
くお願い申し上げます。